

令和8年度 みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）に係る検討業務委託  
特記仕様書

1. 委託場所 市内一円
2. 委託期限 令和9年3月31日
3. 業務内容

本市では、都市の魅力向上や地域コミュニティの活性化を目的とし、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、だれもが自分たちの公園を自由な発想で、より柔軟により楽しく使いこなすための施策「みんなで公園活用事業」（愛称：※<sub>1</sub>パークファン）を試行的に進めており、公園を活用する民間事業者等（以下「※<sub>2</sub>プレーヤー」という。）を募集してプログラムを実施している。また、令和7年度に策定した「大阪市緑の基本計画〈2026〉」では、「一人ひとりが輝くみどりのまちづくり」Green Wellness Osakaの実現を目指しているところである。その中で本事業はみどりのまちづくりを先導するプロジェクトに位置付けており、本事業を広く展開するとともに、定着化及び活動の自走化を図ることとしている。

定着化・自走化に向けては、プログラムの継続性の確保が必要であり、これまでの行政（事務局）からの支援だけではなく、地域（地域活動協議会、町会、公園愛護会等）からのプログラム開催に向けた協力や、企業等（以下「サポーター」という。）からの人やモノの支援により、プログラムの継続しやすい環境づくりが必要であるが、これまでの業務の中で特にサポーターからの支援を得るための手法が課題となっている。

また、令和7年度に鶴見緑地で実施した万博連携イベントではプレーヤーとそれを支援するサポーターとをマッチングさせる取組（※<sub>3</sub>パーク・コネクト）について検証を行い、サポーターによる支援の有効性は確認できたが、大規模公園によるイベントの中での取り組みであったため、今後はこの取り組みを小規模公園へ展開する仕組みを構築する必要がある。

本業務は、事業のさらなる展開と継続的なプログラム実施による公園活用の仕組みの構築を目的として、サポーター募集に関する検討を行うとともに、地域やサポーターと連携したプログラム実施に向けたコーディネートを通じて検証を行い、プログラムを継続しやすい環境づくりの仕組みの構築について検討を行うものである。

**※1 パークファンとは**

本市では、令和3年度から、地域の身近な公園（近隣公園・地区公園・街区公園等）を対象として、自由な発想による公園活用プログラムの企画者（民間事業者や市民団体等）を公募している。令和7年度は、12プレーヤーを選定し、8公園で計19回のプログラムを開催した。

《参考》パークファン 大阪市みんなで公園活用事業 <https://osakacitypark.jp/>

## ※2 プレーヤーについて

本市では、自由な発想による公園活用の企画を主催者となってプログラムの企画及び運営を行っていただく「プレーヤー」を募集しており、過年度に実施したプレーヤーに加えて、新たなプレーヤーも随時公募している。

## ※3 『park-connect パーク・コネクト』について

令和6・7年度に実施した鶴見緑地での公園利活用イベントにて、「やってみたい！」プレーヤーと「応援したい！」サポーターをつなぐ、『park-connect』マッチングプラットフォーム（Web）の取り組みを試行実施した。

〈参考〉パークファン 大阪市みんなで公園活用事業 事例紹介 <https://osakacitypark.jp/casestudy/>

- ・ 2024年度「PARK JAM EXPO 2024-2025」プレイイベント
- ・ 2025年度「PARK JAM EXPO 2024-2025」春イベント
- ・ 2025年度「PARK JAM EXPO 2024-2025」秋イベント

## 3.1 企業等によるサポーターの継続的な関わり方に関する検討

プログラム実施の継続性を確保するためには、企業等のサポーターによる支援が有効である。サポーターによる支援の確保に関して検討し、周知方法について検証すること。

### 3.1.1 企業等（サポーター）による支援の確保に関する検討

小規模公園における公園活用を対象としたサポーターの募集にあたり、企業等から支援を効果的に引き出し、継続的な支援につなげるための方法について検討すること。特に、一過性のイベントに留まることなく、サポーターがプログラムの開催や公園活用に対して継続して公園活用に関わることができるように、サポーターにおけるメリットが提示できるようにすること。

なお、検討にあたっては令和7年度に実施したパーク・コネクトの検証結果も参考にすること。

### 3.1.2 サポーター募集における周知手法の検証

3.1.1において検討したサポーターの支援の仕組みを踏まえ、実際にサポーターを募集するにあたり、企業等へのPRのために有効な情報発信について検討し、その手法について実際に検証すること。また、サポーターに向けた事業PR用の媒体（リーフレット等）を作成すること。

## 3.2 プログラムを継続しやすい環境づくりの検証

地域やサポーターの連携が取れたプログラムを開催しやすい環境であるモデルケースとなる事例を作るため、プログラム実施の継続を促すことができるようなプロ

グラムを開催しやすい環境づくりについて、実際のプログラム開催に向けたコーディネートを行い、モデルケースとして検証すること。

### 3.2.1 貸出物品の運用方法に関する検証

プログラム実施時に使用できるのぼりや看板等の貸し出し物品は、本市が所有している扇町公園内の書庫で管理・貸出を行っているところであるが、立地や時間の制限から受け取り作業がプレーヤーの負担となっている。モデルケースの実施において、地域と連携して物品の管理・貸出を行う等、備品の貸出における利便性を高める手法を試行し、市内全域への展開に向けて検証すること。

### 3.2.2 企業等（サポーター）によるプレーヤーへの支援手法の検証

プログラム開催時に、プレーヤーが必要とする支援について本市の SNS 等を通じて情報発信を行い、企業・団体や個人による支援（技術・製品・サービス、人員など）を募集することを予定している。モデルケースにおいてプレーヤーおよびサポーターの潜在的なニーズを引き出し、サポーターからの支援が有効なものになるよう検証を行うこと。

また、支援いただいた企業や個人へのヒアリングを行い、企業や個人がプログラム開催に向けた支援を行うことについての課題等について分析を行うこと。

### 3.2.3 プログラム実施にかかるコーディネート

サポーターとプレーヤーをマッチングし、プログラム開催に向けたコーディネート（関係者調整・実行支援等）を実施し、モデルケースとして検証を行う。プログラム開催に向けて、プレーヤー、地域、サポーター等それぞれの主体がどのように関わっていくべきか、コーディネートを通して検証すること。

また、モデルケースでの検証を踏まえて、取組みを 24 区へ展開するための検討を行うこと。

## 3.3 事務局によるプレーヤーへの支援についての検証

### 3.3.1 プレーヤー同士の相互連携を促すためのコーディネート

プレーヤー同士の交流の場となるような企画を実施することは、公園活用の拡大に向けた意識の醸成につながり、プレーヤーとしての活動の継続にも有効である。本業務委託において、プレーヤー同士の交流につながる場のコーディネートを行うこと。1 回目は会議形式による意見交換、2 回目はパークファンの開催が可能な公園にてプレーヤーが集まってプログラムを実施することで交流を促す内容とすること。なお、2 回目の交流会実施時には参加者の公園活用に対するニーズを把握し、今後の公園活用事業の展開に向けた検討を行うこと（A1 パネルを用いた参加者へ

のアンケート実施等を想定)。交流会の実施における詳細及び時期については、発注者との協議の上決定すること。

### 3.3.2 中間支援組織の在り方についての検討

今後もパークファン事業を継続するためには、プレーヤーに対してプログラム開催に向けた支援やアドバイスを行うとともに、プレーヤーと地域・サポーターをつなぐような中間支援組織が必要である。現在のパークファン事業の状況や事務局での支援業務内容を踏まえ、中間支援組織における業務内容と実施にあたり必要なスキルについて検討すること。

### 3.3.3 その他、プレーヤー支援に関する課題に対する検討

その他、過年度の事業実施により得られたプレーヤーからの意見や検討の結果から、プレーヤーが継続的にパークファンに参加し、パークファンを24区へ展開できるような手法について提案すること。

## 3.4 継続的な実施手法についての検討

3.3までの検討内容を踏まえ、有識者（造園・公園緑地計画）1名の意見を聴取しながら、公園活用のための仕組みの検証および課題の抽出を行うこと。（有識者への意見聴取は11月頃、3月頃の計2回を想定）さらに、過年度から進めてきたプログラム内容の実施結果や検討内容を踏まえて、事業の継続的な実施に向けた仕組みの構築について検討すること。

## 4. 総則

本業務は、大阪市建設局「業務委託共通仕様書（平成28年9月版）＜令和5年9月1日以降発注分適用＞」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施すること。

【共通仕様書関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

## 5. 協議、打合せ等

- ① 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（一か月に1回程度、計6回）、成果品納入時に行うものとする。ただし、業務実施にあたっては、本市担当者との連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。なお、すべての協議、打合せ内容については、毎回議事録を作成し、提出すること。

- ② 途中経過資料等を監督職員の指示のもと速やかに作成すること。
- ③ IT の活用にあたっては、適切なセキュリティを確保すること。

## 6. 報告書の作成

- ① 調査検討した内容について、報告書として取りまとめること。
- ② 報告書は、各種検討資料、記録等を監督職員の確認を得たうえで、A4判のチューブファイル等に収納し、業務内容毎にインデックス等で分かりやすく整理すること。また、報告書と併せて、検討結果を外部公表（発表）用資料としてとりまとめた概要版（パワーポイント10枚程度）、リーフレット（サポーター周知用1500部、取組紹介2500部）を提出すること。
- ③ 作成した報告書は紙媒体（カラー印刷）と電子データ（CD-R または DVD-R に保存。ウイルスチェックを行うこと。）で本市に提出すること。提出部数は紙媒体、電子データともに2セットとする。

## 7. 貸与資料

本業務の遂行にあたっては、以下に示す貸与品の内容を事前に十分に把握した上で行うこと。

- ・ 「みんなで公園活用事業」にて抽出された意見や課題等
- ・ 令和3年度に公募企画競争（プロポーザル方式）にて委託発注した「新たな公園活用に向けた試行実施等支援業務」の成果品（報告書）
- ・ 令和4年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和4年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託」の成果品（報告書）
- ・ 令和5年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和5年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託」の成果品（報告書）
- ・ 令和6年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和6年度 新たな公園活用（パークファン）に向けた支援等業務委託-2」の成果品（報告書）
- ・ 令和7年度に制限付一般競争入札にて委託発注した「令和7年度 みんなで公園活用（パークファン）に向けた検討業務委託」の成果品（報告書）
- ・ 令和5年度に公募企画競争（プロポーザル方式）にて委託発注した「鶴見緑地等における万博連携事業イベント企画運営等業務委託」の成果品（報告書）のうち、公園活用にかかるもの

## 8. その他

- (1) 業務遂行にあたり知りえた個人情報、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (2) 業務遂行にあたり作成した制作物の所有権及び著作権は、すべて大阪市に帰属するものとする。
- (3) 本業務実施においては、「照査技術者」を定め報告するものとし、照査内容及び結果を照査報告書としてとりまとめ、提出すること。
- (4) 契約内容の変更については、本市の定める基準に基づいて実施すること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、事前に工程の打ち合わせを行い、工程表を提出すること。
- (6) 緊急時等、本市の判断で実施を中止する場合に、本市の指示に迅速に対応できるよう備えておくこと。

## 9. 公正な業務執行について

### (条例の遵守)

第1条受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市受注者：請負者)